

農林水産業の現場における 人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて

令和7年10月

農林水産省 農村振興局 農村計画課

目 次

1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 （人口急減地域特定地域づくり推進法）とは	1
2. 本制度を活用するメリット	6
3. 留意点	8
4. 活用事例	
令和4年度調査事例	9
令和5年度調査事例	25
5. 特定地域づくり事業協同組合認定一覧	35

本法は、総務省及び厚生労働省が所管する法律ですが、農山漁村地域での活用が見込まれ、当該地域の活性化につながると考えられることから、農林水産省としても、本法の活用を推進することとしています。

1. 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）とは

【課題】

- 農山漁村では、事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少ない
- 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
→人口流出の要因、Uターン・Iターン・Jターンの障害



【目的】

- 人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保
- 地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場を創出し、移住・定住を促進



【この法律でできること】

- 特定地域づくり事業協同組合で職員を雇用し、事業者へ派遣
- その地区で活躍する人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

地域づくり人材



- ⇒ 本制度を活用することで
- 年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保
 - 必要な時期に必要な人手を確保、人手不足の解消
 - 「半農半X」などの多様なライフスタイルの実現に貢献
 - 地域内外からの若者等を呼び込み、地域の担い手を確保
 - 地域事業者の事業の維持・拡大を推進



⇒ 農林水産業の現場において、以下のようなことでお困りであれば、本制度の活用を検討してはどうか？

- ①繁忙期に人手が足りない。
- ②閑散期の作業がないので、通年雇用ができない。
- ③年間を通じて仕事はあるが、作業時間が短い日や作業がない日があるため、通年雇用が難しい。
- ④求人を出しても応募がない。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

その他：令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで→市町村への派遣に限り50%まで）

特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	機 械 製 造 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	----------------------------	-----	------------------	------------------	---------------------------------

人材派遣

利用料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

財政
支援

認定

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2 利用料金収入	1/4 交付金	1/8 特別 交付税
		1/8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合 設立のプロセス

① 事前準備 (事業者・市町村・関係事業者 団体間の相談・調整)	●活動地区が人口急減地域であることの確認 ●次の事項について、関係者間の調整及び支援が見込めることの確認 ・組合員となる事業者の確保 ・派遣職員となる労働者の確保 ・事務局職員や事務局スペースの確保 ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等		
② 事業計画(案)の作成	次の事項について案の作成 ・組合の経理的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援) ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等		
③ 関係機関への事前相談	・都道府県・都道府県中小企業団体中央会:下記④ 事業協同組合の設立認可手続について ・都道府県:下記⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続について(交付金申請についても同時に相談) ・都道府県労働局:下記⑥ 労働者派遣事業の届出について ※ 事業計画(案)の作成と関係機関への事前相談は、並行して進めることで、事業計画の具体化が可能となり、円滑な立上げにつながります。		
④ 事業協同組合の設立認可手続	発起人の選定(4事業者以上)、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記		
⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="463 982 532 1178">認定基準</td><td data-bbox="532 982 2096 1178"> 都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること </td></tr> </table>	認定基準	都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること
認定基準	都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること		
⑥ 労働者派遣事業の届出	都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理 ※ 届出により労働者派遣事業を実施できるのは、全ての派遣労働者が無期雇用職員である場合に限られます。		
事業開始 (事業開始前に交付金の交付決定が必要です)			

特定地域づくり事業協同組合を受け皿とした地域内外の若者等の農村への呼び込み

＜農村型地域運営組織（農村RMO）の組合への参画＞

- 地域内外の若者等を地域づくり人材として雇用する特定地域づくり事業協同組合に農村型地域運営組織（農村RMO）が参画し、農村地域が必要とする人材を確保できることにより、農村の振興につながることを期待。
- 地域づくり人材が、同組合の派遣職員として雇用されることをきっかけに、農村マルチワーカーや派遣先事業者の正社員、農山漁村発イノベーションの起業者など、農村の多様な担い手として定住することを期待。

特定地域づくり事業協同組合を構成する組合員（※）

農村型地域運営組織（農村RMO）

地域コミュニティの維持に資する取組を実施

農用地保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援



農業者



林業者



漁業者



食品加工業者

...



飲食・宿泊業者

利用料金

人材派遣

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

正社員



派遣先の事業者
に正社員として就職

マルチワーカー
半農半X 実践者



地域産業を継ぐ人（継業）

起業者



農山漁村発イノベーション
などの事業を起業

農村の担い手



地域内外の若者等
（地域づくり人材）



※ 法人格を持たない任意の組織・団体・グループ等は対象外

2. 本制度を活用するメリット

地域の事業者が設立する特定地域づくり事業協同組合に対し、組合運営費の一部を「特定地域づくり事業推進交付金」により支援。

○対象経費(組合運営費):①派遣職員人件費、②事務局運営費

○対象経費の上限額:①400万円／年・人、②600万円／年

○交 付 額 :対象経費の1／2の範囲内で市町村が支援した額の1／2
(対象経費の1／4の範囲内)

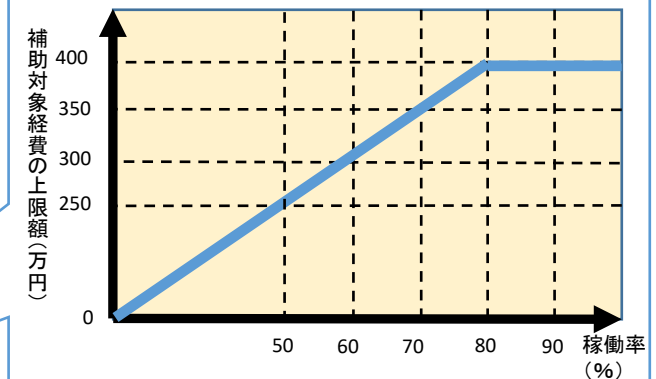
○特別交付税措置 :本交付金に係る市町村の負担について、措置率1／2(市町村等の実質負担は1／4)等の特別交付税措置あり。

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和5年度予算額 5.6億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ① 複数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

＜稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額＞



【地方財政措置】

- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
 - 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)等)も活用可能。

- ・経理的基礎形成への支援(組合への財政支援)
- ・設立準備への支援
(関係団体との設立準備協議会等の開催、組合設立準備に必要な調査、手続に係る経費等)

＜1組合当たりの財政支援のイメージ＞

派遣職員 6名 対象経費総額(組合運営費) 2,400万円/年

派遣職員人件費 2,000万円
事務局運営費 400万円



1/2

利用料金収入(1,200万円)

1/2

市町村助成 1,200万円

〔1,200万円のうち、国交付金600万円 市町村負担分600万円〕
市町村負担分600万円のうち、特別交付税措置300万円

3. 留意点

○対象地域は、「地域人口の急減に直面している地域」。

具体的には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づく過疎地域(以下「過疎地域」という。)、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、「近年の人口の動向」、「高齢化の進行」、「若年層の減少」、「人口密度や地域の事業所数」など、さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たるものと考えられる。(過疎地域に限られるものではない。)

○労働者派遣法で派遣禁止業務とされている

- ・港湾運送業務
 - ・建設業務(林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。)
 - ・警備業務
- に就くことはできない。

○最低でも2以上の派遣先の事業に従事する必要がある。

○派遣職員の一の派遣先での年間労働時間は、当該派遣職員の年間総労働時間の8割以内であり、それを超えた場合は、当該派遣職員の人件費全額が特定地域づくり事業推進交付金の交付対象外となる。

○事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは、人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織、団体、グループ等を組合員資格として定めることはできない。

○法人事業者の場合であって、支店、支所、出張所、工場等がある場合、これらは独立の人格を有する事業主体ではないので、それらが単独で組合員になることはできず、これらを包含した法人が組合員となる。

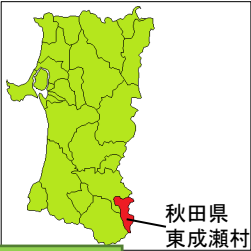
○組合員以外の者への派遣は、組合員の利用分量の総額の100分の20の範囲内に限られている。

※ただし、市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで

4. 活用事例

令和4年度 調査事例

- 4-1 東成瀬村地域づくり事業協同組合(秋田県 東成瀬村)
- 4-2 生坂村特定地域づくり事業協同組合(長野県 生坂村)
- 4-3 事業協同組合かわかみワーク(奈良県 川上村)
- 4-4 安来市特定地域づくり事業協同組合(島根県 安来市)
- 4-5 えらぶ島づくり事業協同組合(鹿児島県 和泊町・知名町)



取組の概要

取組のきっかけ

地域産業を支える人材が不足

〈課題〉

- 人口減少や高齢化による働き手不足が深刻

人口減少率: △9.1%

(H22年:2,872人 → H27年:2,610人)

高齢化率:41%(R2年)

- 農作業は夏期が繁忙期、冬期が閑散期である一方、観光業(スキー場)は夏期が閑散期、冬期が繁忙期であるように、産業ごとに繁閑の時期が異なり、通年雇用が可能な業種が少ない。



取組の目的・内容

R2年12月17日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R3年1月から派遣事業を開始。

組合員数:12事業者
 事業分野:農林業、食料品加工業、
 宿泊、娯楽業
 派遣人数:4人(R4年7月現在)
 事務局:事務局長1名、その他事務局職員1名(専任)

○ 繁忙期における人手不足の解消

派遣労働者がマルチワーカーとして、組合員の繁忙期に就労することで、繁忙期の人手不足を解消する。

○ 若者の地元定着や移住促進

一年を通して働けるように仕事を提供することで若者の定着や移住につなげる。

○ 人口減少が進む地域の維持と地域経済の活性化

若者たちのエネルギーで村の活性化につなげる。

取組開始後の効果

○ 一年を通じて東成瀬村で働くことが可能となり、繁忙期の人手不足が解消。

○ 農業法人に派遣されることで、将来の農家としての独立に向けて、農業の勉強をしながら安定した賃金を得ることが可能。



○ 派遣者4名のうち2名が村外から就職(1名は東成瀬村に移住)。



事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①制度の理解や関係者との調整を考え、発起人として手を上げるのはハードルが高い事業者もいた。
- ②小規模事業者にも声をかけたが、本制度を活用してまで人手が必要という話にはならなかった。
- ③事務所の設置に係る賃料が課題となった。

〈対応〉

- ①中小企業団体中央会、労働局、県、村等の関係者が参加する調整会議を定期的に行き、検討していく体制を構築した。
- ②村と発起人が一緒になって地域の幅広い事業者に対して、組合についての説明を丁寧に行った。
- ③事務所は村の地域交流センターを活用し、賃料を免除としている。

雇用

雇用

〈課題〉

- ①ハローワークを通じた派遣職員への応募が少数。
- ②雇用後の派遣先がどこになるかが不安。

〈対応〉

- ①周辺の高校に事業協同組合についての説明や就職してもらえるように働きかけを実施。
- ②派遣される事業者は派遣職員の希望を聞きながら、事務局で決定。

今後の展望

人材派遣という幹をしっかりとしながら仕事の枝葉を広げたい。

- ・派遣職員の中で希望する者については独立を後押しし、その分の人材を新たに雇用するサイクルを構成することで、地域の維持と活性化につなげていく。

組合の位置付け

- ・ 人口減少、少子高齢化による働き手不足の解消
- ・ 夏期の農作業と冬期の観光業による通年雇用の創出
- ・ 村内における働く場所の確保
- ・ 多様な働き方による移住・定住促進

組合員の事業分野

農林業、食料品加工業、宿泊、娯楽業

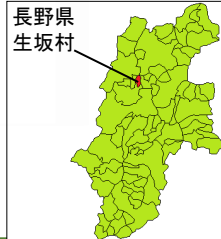
派遣職員計画

(単位:人)

	R3	R4	R5
派遣職員数	5	4	5~6(目標)

派遣職員就労状況

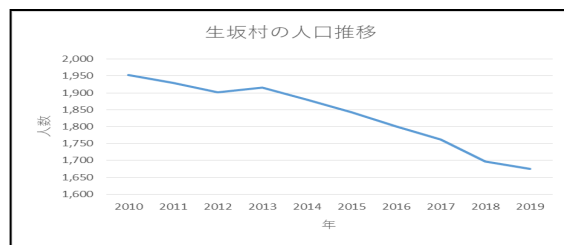
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	育苗・播種・田植え			農業	野菜栽培		稲刈り・出荷作業			観光施設(スキー場)		
職員B				農業	燻炭製造					観光施設(スキー場)		
職員C				宿泊施設	フロント・サービス					観光施設(スキー場)		
職員D				宿泊施設	施設内清掃・客室整備					観光施設(スキー場)		



取組の概要

取組のきっかけ

- ・村の人口は減少傾向。
- ・昭和61年度より巨峰の産地づくりに取り組み、「山清路(さんせいじ)巨峰」をブランド化。
- ・葡萄栽培農家等の増加(18戸)により農繁期の人出が不足。
- ・村外転出希望者が増加し、事業所の働き手の確保が困難。



資料: 生坂村 統計資料編(令和2年度版)より作成。

- ・葡萄農家等から繁忙期の人手不足に悩む声。
- ・通年雇用が可能な業種が少ない。
- ・安定した雇用環境と一定の給与水準が確保できない。



- ・人口流出の原因(UIターンに支障)
- ・新たな人材確保
- ・地域振興や地域活性化

取組の目的・内容

R3年8月3日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R3年12月より派遣事業を開始。

組合員数: 4事業者
事業分野: 農業、建設業(事務)、介護、食品加工業
派遣人数: 2人(R4年9月現在)
事務局: 事務局長1名

○人出不足の解消

- ・農業と他業種の連携による通年雇用の創出。
- 農繁期の人手不足の解消
- 農閑期の雇用の受け皿の確保

○移住希望者等の職場の確保

- ・組合員(事業者)の確保により、村内への移住希望者に対する新たな職場環境を確保。
- ・安定した雇用環境→移住者等の定着へ。

取組開始後の効果

○組合員事業者(特に葡萄農家)の人手不足解消に貢献。



農業公社派遣職員による除草作業



葡萄農家派遣職員による剪定作業

○派遣者2名は地域外からの移住。

- ・令和4年5月までに県外からの移住者2名を採用(新潟県49歳男性、名古屋市32歳女性を採用)

○新たに2事業者が参画。

- ・令和4年7月から2事業所が参画
4組合員⇒6組合員

事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①村内の限られた事業者に対する組合への加入に向けた調整及び協力。
- ②地方公共団体及び労働局・中小企業団体中央会との調整。



〈対応〉

- ①理解醸成に向けた事業者との対話や、派遣元責任者講習の受講などを実施。
- ②中小企業団体中央会の協力を得て、社会保険労務士との打合せを実施。

雇

用

〈課題〉

- ①農繁期の人手不足と、農閑期の雇用の受け皿となる事業者の確保。
- ②年間を通した雇用のスケジュール調整。



〈対応〉

- ①求人募集会社への委託等や、村のホームページへの情報掲載。
- ②派遣職員の不安解消に向けた事務局職員との定期的な対話による細やかなサポートを実施。

今後の展望

- ・派遣職員の増員(目標:6名まで増加)
- ・農閑期における派遣先の確保(年間を通したスケジュールリングの調整)
- ・移住定住環境の充実(空き家バンクと連携した居住環境の確保)
- ・将来の職員派遣につながるマルチワーカーの仕組みづくり(定年(65歳)までの雇用、派遣先への就職、年間を通した派遣ローテーションの検討)

組合の位置付け

- ・地域づくり人材の雇用→所得の安定・社会保障の確保
- ・人手不足に悩む事業者と移住や定住を希望している人とのマッチング→多様なライフスタイル実現への貢献(半農半Xなど)

組合員の事業分野

農業、建設業(事務)2社、農業公社、
介護(補助作業)、食品加工業

派遣職員計画

(単位:人)

	R3	R4	R5
派遣職員数	1	2	2

派遣職員就労状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A			農業						建設業			
			ブドウ栽培、農園管理						事務			
職員B			農業						介護施設			
			ブドウ栽培、農園管理						介護(補助作業)			

【お問合せ先】生坂村特定地域づくり事業協同組合事務局 TEL:0263-69-1105 FAX番号:0263-88-8480
メールアドレス:ikusakamurato.kyoudoukumiai@agate.plala.or.jp



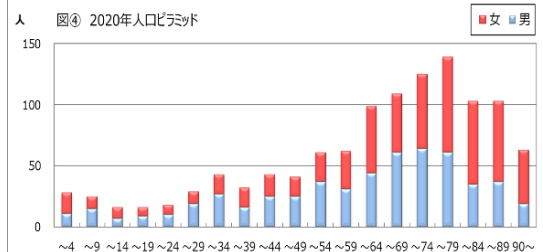
取組の概要

取組のきっかけ

地域産業を支える人材が不足

〈課題〉

- ・人口減少や高齢化による人手不足が深刻



- ・移住定住ニーズと村内雇用量とのギャップがある

村内には小規模な事業者が多く、年間を通じて働き手を雇うことが困難。「繁忙期に働き手が欲しい」、「後継者となりうる人材が欲しい」という事業者側の要望と、「年間を通じて安定した仕事をしたい」、という働き手側のニーズと隔たりがある。



製材業を営む川上さぶり
(川上産吉野材販売促進協同組合)

取組の目的・内容

R3年2月26日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R3年4月1日より派遣事業を開始。

組合員数: 13事業者

事業分野: 林業、観光業、介護事業、家具製造業、金属加工業、小売業

派遣人数: 3人(R4年4月現在)

事務局: 事務局長1名、その他事務局職員1名

○移住希望者の仕事確保

組合員である事業者の情報をオープンにした上で、派遣職員の意向を踏まえたマッチングを実施し、移住希望者の仕事の場を確保。

○外部人材獲得による新たな価値創出

村の実施する移住体験ツアーで組合を就業先として紹介し、村外からの人材を確保し、新しい価値の創出を図る。

○村内事業者の存続

特定の事業者のみの利益とならないよう、仕事のニーズを踏まえた対応を実施し、小規模な事業者の存続に努める。

取組開始後の効果

○組合員の人手不足の2割程度を解消

(組合員の声)

求人を出しても応募がなかったので、組合で募集活動や雇用をしてくれるので助かっている。

○特に観光業の人手不足に効果大

(組合員の声)

繁忙期と閑散期の求人需要に差があるのでなかなか人が集まらなかったが、人手が欲しい繁忙期に派遣を受けられるので助かっている。

○派遣者3名のうち1名が、地元の若者(20代)。

○派遣者2名が地域外からの移住者。



移動販売等を営む(一社)かわかみらいふ

事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①事業制度の理解、煩雑な組合設立・認定手続への対応
- ②組合員の確保
- ③地域の現状を把握しており、かつ事業制度を運用できる事務職員の確保
- ④組合運営経費の抑制



木材加工を営む(有)菊谷木工所

〈対応〉

- ①県が関係機関(労働局、中小企業団体中央会、村等)を対象とした事業制度説明会を実施。また、県が申請手続に関する窓口を一本化して対応。なお、申請書類作成はコンサルタントを活用。
- ②村及び商工会より事業者へ声かけを実施するとともに、関係者の意思疎通と理解醸成を丁寧を実施。
- ③地域おこし協力隊員や村の推薦者を確保。
- ④事務室として村有施設を利用し、かつ事務局長を含む3名の職員全員が他の職と兼務。

雇用

〈課題〉

- ①本地域で「働きたい」と思ってもらえるような制度の確立
- ②効果的な募集

〈対応〉

- ①定住事業により住居確保を支援。また、利用料金は直接雇用時と同等で設定。さらに、派遣職員の意向を踏まえた派遣先の決定。
- ②ハローワークや求人サイトでの募集に加え、村が実施する移住定住検討者を対象とした移住体験ツアーで、本事業を紹介。

今後の展望

- ・人材不足、後継者不足の課題を有する事業者(特に地域の基幹である林業)の参加受け入れなどによる事業の拡大
- ・派遣職員には、地域での起業など、新たな価値の創造を期待
- ・事業ニーズを踏まえ、移住定住環境の充実等に取り組み、地域外からの就労者の受け入れを増やす
- ・事務局長を兼務ではなく専任で配置



基幹産業の林業

組合の位置付け

○移住定住施策の新たな取組として、直接的な雇用支援を実施するためのツール

- ・移住希望者の仕事確保
- ・外部人材獲得による新たな価値創出
- ・村内事業者の存続



林業を基幹産業とする川上村

組合員の事業分野

林業、観光業、介護事業、家具製造業、
金属加工業、小売業、食料品製造業

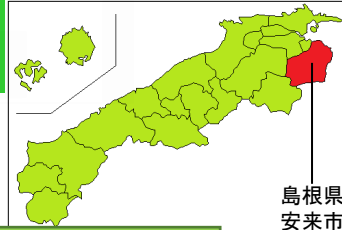
派遣職員計画

(単位:人)

	R3	R4	R5
派遣職員数	3	5	6

派遣職員就労状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A					訪問販売小売業						金属加工業	
					移動スーパー販売員						機械オペレーター	
職員B					観光業						食料品製造業	
					クリーンキーパー						めん類製造	
職員C						観光業						
						カフェフロアスタッフ						
						学童保育(員外派遣)						
						学童保育指導員						

島根県
安来市

取組の概要

取組のきっかけ

人口減少による人手不足

人口推移					
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口	39,063	38,569	38,032	37,581	37,062
自然動態	-317	-397	-352	-397	-409
社会動態	-177	-140	-99	-209	-233
移動理由 トップ	結婚・縁組	就職	就職	就職	就職
高齢化率	34.67%	35.40%	35.67%	36.17%	36.72%

資料：島根の人口移動と推計人口

〈課題〉

①農業の後継者不足

農業の後継者不足に加え、後継者が育たないことから農業の経営規模が縮小していく。

②地域コミュニティの衰退

若者が市外へ流出し、地域を担う後継者が不足しているため、地域コミュニティが衰退していく。

③移住希望者の受け皿不足

通年雇用の仕事がなく収入が不安定なため移住希望者が定住することができない。

後継者の育成(人口増加)を目標に掲げ、農業で通年雇用を創出することで、市外から若者を呼び込み地域の担い手として育てる。

取組の目的・内容

R3年2月22日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R3年4月1日より派遣事業を開始。

組合員数：9事業者(当初4事業者)
事業分野：農業、小売業
派遣人数：3名(R4年7月現在)
事務局：事務局長1名、
その他事務局職員2名

○繁忙期における人手不足の解消

派遣先を2か所組み合わせ派遣し、それぞれの繁忙期の人手不足を補う。

○若者の地元定着のための環境の整備

「地域貢献活動(※)」を通じて、派遣職員の地域への早期定着を促すとともに地域の担い手確保を推進する。

(※)組合では、自治会の行事への参加等を「地域貢献活動」と呼び、ポイント化(「地域貢献ポイント」)している。派遣職員は、各自で年度ごとの地域貢献ポイント目標(10点以上)を設定し、活動に積極的に取り組む。

○新規事業への進出、事業規模拡大

さらなる雇用創出を図るため、新規作物の導入による収益化を目指す。

○移住定住促進

市から委託を受けて、移住・定住の相談窓口(やすぎ暮らしサポートセンター)を市役所内に設置し、Uターン・移住希望者を積極的に受け入れ、定住人口の増加を図る。

取組開始後の効果

○組合員の人手不足が7割程度解消されている。

組合員全体の求人数 10名
派遣人数(延べ人数) 7名



○直接雇用による地元定着化

派遣職員1名が3年後に正職員として直接雇用される予定で、集落営農組合において農業全般を行いながら、稲の育苗時期及び収穫時期は協同施設で働いていた。

1年後に集落営農組合の意向と派遣職員の希望により、集落営農組合の正職員として直接雇用された。

○派遣職員全員が地域外からの移住者

派遣職員の家族を含む8名が安来市に移住(うち1名は地元住民と結婚)。

事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①派遣職員の将来の直接雇用を想定した規模拡大意向のある事業者が組合員として必要。
- ②事業者には組合員は単なる労働力の供給先ではなく、地域づくり人材を共同で育成する役割を持つことについて理解を得る必要がある。
- ③派遣職員は無期雇用派遣職員として採用するが、3年後に派遣先で直接雇用できるように制度の整備や組合員への周知が必要。
- ④安来市の定住部門との緊密な連携が可能な事務局づくりが必要。

〈対応〉

- ①大々的に組合員の募集を行うが、事業拡大意向のある事業者に絞って説明を行い、賛同を得られた事業者を発起人とした。
- ②事業者が組合員となる際には、3年後の直接雇用を想定したマルチワークについての理解と、経営が求人可能な段階であることを求める。
- ③採用する派遣職員と派遣先には、3年後に派遣先での直接雇用となることの上で了承を得る。
- ④県から許可を受け、市庁舎内に事務所を設置し市の定住部門との緊密かつ迅速な連携を可能とした。

雇用

〈課題〉

- ①3年後の直接雇用を想定できない派遣は行っていないため、採用段階での人物の見極めが重要。
- ②派遣後のミスマッチ（組合員の求める人材、派遣職員の求める仕事内容とのギャップ）が発生したときの対応が困難。
- ③複数の組合員へ派遣されていた職員が3年後に1か所で直接雇用されると、他の組合員には派遣されなくなることへの対応。

〈対応〉

- ①農業未経験者には雇用前に農業体験、産業体験等を推奨している。
- ②現在はミスマッチとなる事例は発生していないが、問題が発生した場合は、役員会等でその都度議論ができる体制をつくる。
- ③派遣先には3年後の直接雇用について事前に了承を得たうえで職員を受け入れてもらい、3年後の次期派遣職員の募集につなげる。

今後の展望

- ・財務基盤においては補助金を中心としつつも、市の財政圧迫を抑制しながら移住者の増加を目指すため、安定的かつ持続可能な組織運営を確立する（採用から直接雇用までのサイクルを安定させる。）。
- ・派遣職員には、地域コミュニティの維持においても活躍を期待。
- ・移住、就職、就農にかかるサービスをワンストップで提供できる組織を構築する。

組合の位置付け

- ・地域の担い手の育成(地域づくりパートナー育成制度)
- ・移住・定住の総合業務(やすぎ暮らしサポートセンター業務)

組合員の事業分野

農業(トマト、いちご、花卉、水稻 他)
小売業(農機具販売)

派遣職員計画

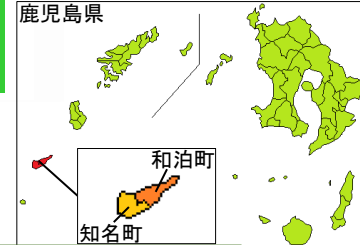
(単位:人)

	R3	R4	R5
派遣職員数	2	5	7

派遣職員就労状況

①農業(観光トマト園) ②農業(水稻、花卉) ③農業(観光いちご園) ④農業(葉物野菜) ⑤農業他(水稻他) ⑥小売業
※①②は月別で派遣 ③④は③が週4日、④が週1日 ⑤⑥は⑤が週4日、⑥が週1日勤務

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	①農業(観光トマト園) トマト(定植・管理・収穫)			②農業(水稻、花卉) 水稻、花卉(播種・定植)			①農業(観光トマト園) トマト(収穫・葉かき)					
職員B	いちご(収穫・調整)			いちご(育苗・定植)			夏野菜(管理・収穫)			いちご(収穫・管理)		
日別でシフト制	④農業(葉物野菜) 葉物野菜(収穫・調整・管理・育苗)						④農業(葉物野菜) 葉物野菜(収穫・調整・管理・育苗)					
職員C	⑤農業他(水稻他)					⑤農業他(水稻他)						
日別でシフト制	事務全般(経理・受注・労務・営業・商品開発)					⑥小売業 経理事務 営業						



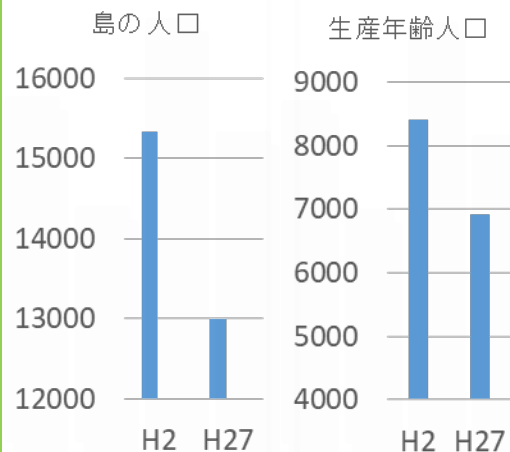
取組の概要

取組のきっかけ

地域産業を支える人材が不足

〈課題〉

- ・人口減少に伴う「生産年齢人口」の減少により、人手不足が課題



- ・外国人技能実習生の受入を開始したが、事業者は農繁期のみ人手が欲しい、言語問題でコミュニケーションが取れないといった問題が発生。
- ・町の振興計画の新規プロジェクトの一つとして、Uターン移住の促進に取り組むこととしたが、「仕事づくり」が課題。

取組の目的・内容

R3年5月25日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R3年9月3日より派遣事業を開始。

組合員数: 8事業者
事業分野: 農業、食料品製造業、一般診療所、老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー
派遣人数: 8人(R4年7月現在)
事務局: 事務局長1名

○労働力不足の解決

派遣労働者がマルチワーカーとして、組合員の繁忙期に就労することで、繁忙期の人手不足を解消。

○移住定住の促進と多様な働き方

島外から移住を希望するIターン者や、故郷へ戻って働きたいUターン者のために、安定した雇用環境と新しい働き方を提供。

○都市部から地方への人の流れの変化

Uターン・移住希望者を積極的に受け入れ。

取組開始後の効果

- 組合員事業者の人手不足解消や業務改善に貢献している。

・前職等で身に着けたスキルを生かしたサービス提供(宿泊業)

- 特に農業分野における人手不足解消に効果大

・季節ごとの需要に応じた労働力が供給されることによる安定した生産体制の確保

- 派遣者8名のうち7名は、地域外からの移住者(全員20代)。



- 派遣者1名が家族でUターン移住者。



事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①組合の事業に対し、組合員の理解を得ることが困難（出資金が必要なこと、派遣人材はどのような人物か？等の不安）
- ②関係団体等との調整が困難（シルバー人材センターや商工会等との関係）
- ③組合事務所の確保
- ④組合事業に対する補助金の町予算化

〈対応〉

- ①役場の担当者と共に概要説明会を複数回開催。興味のある事業者に個別で訪問し、時間をかけて事業者を募った。
- ②関心を持つと思われる事業者に、派遣元責任者が主体になって声かけを実施し、両町も協力した。
- ③派遣元責任者、組合設立等支援団体、両町の三者が連携して設立に向け情報収集等を行った。
- ④移住定住担当部署と連携し、多様な働き方に対応した事業の検討

雇

用

〈課題〉

- ①職員の採用（人材が集まるか）
- ②派遣職員の住居確保
- ③派遣料金の設定

〈対応〉

- ①求人については、移住スカウトサービスの「SMOUT」の活用が効果的で、他の求人サイトと合わせて約100人の応募につながった。
- ②設立初年度であることから、年度内は同一事業者への派遣を基本とし、沖永良部島での生活基盤づくりをサポートした。
- ③組合員事業者からの派遣需要が無い時期は組合員外派遣を活用し、職員に対して安定した仕事づくりを行った。

今後の展望

・国や自治体からの補助金に依存せず、自走できる組織となるために、人材派遣事業以外の収益を生み出す事業の展開を検討

例1 移住定住推進事業 例2 特産品開発・販売事業 例3 有料職業紹介事業

組合の位置付け

- ・繁忙期における人材確保で、労働力不足の解決
- ・安定した雇用機会の提供で、移住定住の促進
- ・都市部から地方への人の流れの変化を促し、過疎化が進む島の活性化に貢献

組合員の事業分野

農業、食料品製造業、一般診療所、老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー

派遣職員計画

(単位:人)

	R3	R4	R5
派遣職員数	8	8	9

※職員G、Hはそれぞれ6月、10月入職。

職員B、Gの農業A、B及び宿泊業A、Bはそれぞれ別事業者であることを表す。

職員Eは11月から組合事務局の正職員となる。

派遣職員就労状況

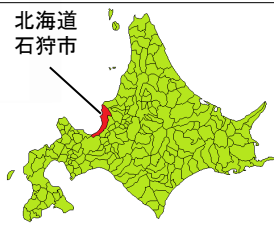
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A					宿泊業					農業		
					フロント業務					花き栽培管理		
職員B					農業A					農業B		
					花き栽培管理					花き出荷作業		
職員C					観光施設					農業		
					観光鍾乳洞スタッフ					野菜栽培管理		
職員D					グループホーム					病院		
					介護助手					看護助手		
職員E				宿泊業						組合事務局		
				フロント業務						組合事務		
職員F				総合スーパー						農業		
				精肉						野菜栽培管理		
職員G						宿泊業A					宿泊業B	
						フロント業務					フロント業務	
職員H										総合スーパー		
										経理・受付		

令和5年度 調査事例

5-1 浜益特定地域づくり事業協同組合(北海道 石狩市)

5-2 星の清里協同組合(新潟県 上越市)

5-3 白川ワークドット協同組合(岐阜県 白川町)



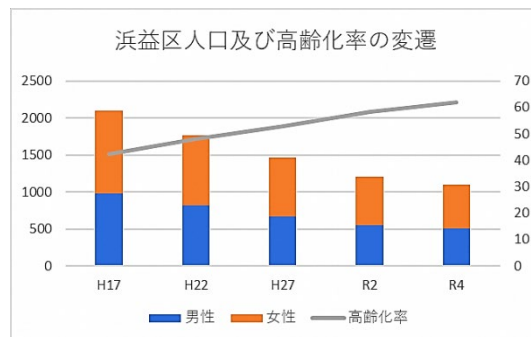
取組の概要

取組のきっかけ

地域産業を支える人材が不足

〈課題〉

- ・人口減少や高齢化による人手不足が深刻



- ・本地域の基幹産業は、農業・漁業で、家族経営が大半、季節毎に繁忙期、閑散期があり、通年雇用は難しかった。
- ・繁忙期に労働力を確保してきたが人口減少により地域内ではカバーできない状況になっている。
- ・浜益区内13集落のうち半数が限界集落。

取組の目的・内容

R4年4月25日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R4年5月1日より派遣事業を開始。

組合員数: 8事業者
事業分野: 農業、畜産業、漁業、水産養殖業、宿泊業、飲食業、その他運輸サービス業(観光協会)
派遣人数: 3人(R5年6月現在)
事務局: 事務局長1名

○人手不足、担い手不足の解消

派遣先の繁忙期に労働者を派遣することで、人手不足を解消。

○Uターン希望者の就労先確保

中学卒業と同時に地域から離れた若者等の就職先の確保。

○地域づくりの牽引役

農協・漁協に次ぐ、第3の協同組合として、移住者の田舎暮らしと仕事をサポート。地域コミュニティにも参画してもらうことで、地域活性化に期待。

取組開始後の効果

○組合参画への関心の声が寄せられるようになり、マルチワークという新しい働き方への理解が深まった。

(地域事業者の声)
組合員から話を聞き制度を知った。条件が合えば加入して労働力を確保したい。

○派遣先から派遣者の仕事に対する実直な姿勢など高い評価。

(組合員の声)
研修生やアルバイトをたくさん受け入れて来たが、仕事に対する意欲や姿勢が全く違う。組合として派遣者をしっかりサポートしていきたいと思う。

○派遣者3名すべてが移住者。



左から1番目事務局長、2～4番目がマルチワーカー

事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①事業を活用できる地域だが、マンパワーが不足しすぎていて牽引役が現れない。
- ②一次産業では時間外勤務等の概念がない。勤務条件や休日付与など労使協定等について制度理解を深める必要がある。
- ③設立手続きの煩雑さ、関係機関との調整等を発起人だけで進めるにはハードルが高い。
- ④拠点となる場所の確保が必要。

〈対応〉

- ①関心が高かった地域の若手に参画の呼びかけを任せた結果、主体性が生まれ牽引役となってくれた。
- ②「まずは人材確保が最優先」という考えに共感する事業者が参画者となったため、設立とともに自分ごととして徐々に制度理解が進んだ。
- ③行政機関の積極的な支援があり、それぞれの役割分担のもと関係機関との調整もスムーズに行うことができた。
- ④地域課題解決の先進的な取り組みとして行政機関の空きスペースを借用することができた。

雇

用

〈課題〉

- ①市の一部の自治区であるため、地域に特化した情報に乏しく、働く地域がどんな所なのかが伝わらない。
- ②閑散期の派遣先に苦慮。天候に左右される派遣先が多く、計画的な休暇設定が難しい。

〈対応〉

- ①組合独自にホームページを制作した。
- ②天候や四季に左右されない業種の事業者の参画につながるよう、地域内で制度周知を進めている。

今後の展望

- ・安定的かつ持続可能な組織運営を確立するため、人材派遣業事業以外の自主事業の展開を検討。
- ・マルチワーカーの居住環境の確保のため、行政と連携し移住定住者（住宅確保）対策を推進。
- ・事務局体制の強化を図るため、専任職員の配置を検討。
- ・地域課題である除雪対策について、組合事業としての仕組みづくりを検討。

組合の位置付け

- ・人口減少・少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少による人手不足解消
- ・マルチワークという新しい働き方の導入による、移住定住対策

組合員の事業分野

農業、畜産業、漁業、水産養殖業、宿泊業(民宿)、飲食業、その他運輸サービス業(観光協会)

派遣職員計画

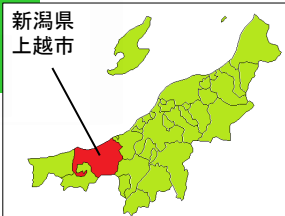
(単位:人)

	R4	R5	R6
派遣職員数	3	4	5

派遣職員就労状況

研修:採用時、業務のある全事業所に、研修及び適正チェックのため2~3日ずつ派遣

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	漁業 ニシン	稲作	農業 小麦・草刈り 飲食業				漁業 鮭定置網漁			ハタハタ・タコ	漁業 ニシン	
職員B	農業 稲作 飲食業		サービス業(観光協会) 海水浴場運営		鮭釣獲調査・ふるさと祭り運営		畜産業 肉牛			飲食業	漁業 ニシン	
職員C			水産養殖業 ホタテ養殖			飲食業 ホール作業・食器洗い					漁業 ニシン	



取組の概要

取組のきっかけ

地域産業を支える人材が不足

〈課題〉

- ・S22年のピーク人口から減少が進み、R3時点で約6割減。
- ・地域の約4割が高齢者と高齢化率も高い

人口減少率: △56%
S22年(ピーク)5,821人→R3年2,539人

高齢化率 37.7%(R3.3)

- ・過疎高齢化により、民間自助努力のみでは人材確保が困難。
- ・過疎地域、特別豪雪地帯であり、地理的な条件不利性が高い。



取組の目的・内容

R4年5月16日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R4年6月1日より派遣事業を開始。

組合員数: 7事業者

事業分野: イベント運営、耕種農業、肉用牛生産業、食品加工業、造園、雪下ろし等作業

派遣人数: 3人(R5年6月現在)

事務局: 事務局長1人、
その他事務局職員1名

○組合による人材の有効活用

繁忙時期を組合が把握・管理し、業務量に応じて派遣することで人員を効率的に配置し、人手不足を解消。

○Uターン者の地元定着のための雇用環境の創出

地域における雇用環境の充実により若者の定着を図る。

○派遣職員のキャリアアップの取組

全派遣労働者に対し、一般事務研修のほか、農作業研修、除雪研修等、地域労働作業に必要な研修を実施

取組開始後の効果

○人材不足の解消

自助努力で確保できなかった労働力を協同組合が派遣人員を確保し、業務量に応じて派遣することで人手不足を解消。

○地域内移住者の雇用あっせん

地区内Uターン者に対して派遣あっせんを行うことで、地域内雇用促進に寄与。

これまでに1名のUターン者を派遣雇用。

派遣従業員: 延べ6名(男2名、女4名)
うち、Uターン者: 1名(男1名)

年齢構成: 20代1名、40代1名、50代4名

○研修を通じて、地域での暮らしに必要な技術と住民との関係構築が図れた。



事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①アルバイトを雇用したほうが賃金が安く、派遣先を得られない。
- ②事務局の設置先及びその事務作業にかかる経費がネックとなった。



〈対応〉

- ①派遣職員の雇用には、社会保険料等の経費が必要になることから、組合からの派遣経費のほうが高くなることを説明。安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保することが、最終的には地域移住につながることを説明し理解醸成に努める。
- ②(一社)楠池農業振興会内に事務局を置き、事務作業の共通化を図るのなどの経費削減に努めた。

雇

用

〈課題〉

- ①当初、農業分野への派遣を行っていたが、地域では「高齢で、雪下ろしができない」などの生活支援に関する需要が高く、当該事業を行う組合員が不在だった。



〈対応〉

- ①需要を踏まえて、組合員と生活関連サービス業を実施できるように調整し、それに伴う作業研修等を行い人材の育成を図った。

今後の展望

- ・地域条件不利な圃場において作業を容易とするためスマート化の取組を推進。
- ・地域において農村RMO(星の清里未来づくり社中)の取り組みを開始。その一関係団体として地域のむらの生活作業を網羅した取組を進めていく。

組合の位置付け

- ・人手不足の解消と地域雇用の調整
- ・派遣職員のキャリアアップに資する教育訓練の場

組合員の事業分野

イベント運営、耕種農業、肉用牛生産業、食品加工業、造園、雪下ろし等作業

派遣職員計画

(単位:人)

	R4	R5	R6
派遣職員数	4	6	6

派遣職員就労状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	農業 田植え・田んぼ管理・草刈り					造園 庭木剪定、冬囲い				生活関連サービス業 除雪支援		
職員B	農業 田植え・田んぼ管理・草刈り					生活関連サービス業 イベント支援					農業 準備	
職員C	農業 田植え・田んぼ管理・草刈り					生活関連サービス業 イベント支援				農業 園芸	生活関連サービス業 イベント支援	
職員D 雇用予定	農業 田植え・田んぼ管理・草刈り					造園 庭木剪定、冬囲い				生活関連サービス業 除雪支援		
職員E 雇用予定	農業 田植え・田んぼ管理・草刈り					造園 庭木剪定、冬囲い				生活関連サービス業 除雪支援		
職員F 雇用予定		農業 田植え、田んぼ管理、草刈り							食品加工業 野菜加工、味噌製造			
			肉用牛生産業									
			繁殖牛									



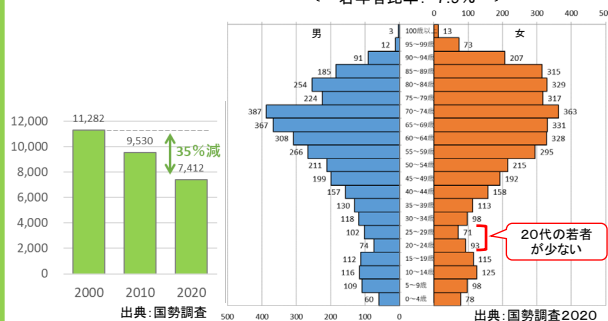
取組の概要

取組のきっかけ

（課題）

- 人口減少・高齢化による人手不足が深刻

（高齢化比率：46.8%
若年者比率：7.9%）



- 主な産業は、林業、農業とそれを原料とする製造業等であり、繁忙期と閑散期の作業量に差があるため、通年雇用が可能な業種が少ない。

- 7年間で85世帯165人が移住。一方、移住者からは仕事に関する心配の声が多かった。

年度	移住相談	うち空家案内	うち移住者	空き家相談
H27	96件	18件	7世帯15人	21件
H28	46件	28件	17世帯30人	34件
H29	120件	85件	13世帯35人	35件
H30	96件	64件	15世帯28人	32件
R1	122件	99件	8世帯17人	23件
R2	136件	114件	17世帯28人	22件
R3	109件	84件	8世帯12人	10件
合計	725件	492件	85世帯165人	177件

取組の目的・内容

R4年3月18日に特定地域づくり事業協同組合に認定され、R4年4月4日より派遣事業を開始

組合員数：12事業者
事業分野：製材業、農業、宿泊業、飲食業、介護業、自動車整備業、採石業

派遣人数：4人
事務局：事務局長1名、
その他事務局職員1名
(R5年9月現在)

○繁忙期における人手不足の解消

組合員の繁忙期に就労することで、繁忙期の人手不足を解消する。

○移住定住促進

移住定住の希望者にはマルチワーカーとして、町内の様々な職種で就業体験ができる機会を提供。

就職希望者、企業は採用前に、お互いの相性を確かめることができるため、離職率(離地域率)の低下に繋がる。

取組開始後の効果

【組合員より】

○繁忙期の人手不足が解消

特定の曜日に入ってもらうことで業務がスムーズに行えるようになり、繁忙期に人手を確保することができた。

○正社員として受け入れやすい

一緒に働きながら能力や可能性をみることができ、今後、正社員として受け入れやすくなる。

【マルチワーカーより】

○マルチワーカーとして働くことの魅力

様々な業務を任せてもらい、その中で自分のやりたいことや得意なことを見つけられることが楽しい。

○マルチワーカーは地域外からの移住者



ワーキングホリデーで町に来た学生と話をするマルチワーカー

事業開始に向けてのプロセス

組合の設立

〈課題〉

- ①組合員は、個人事業主や小規模企業が多いため、高額な出資金を支払うことができない。
- ②派遣ニーズが高い業種は、農業など天候に左右される事業者が多い。
- ③パート・アルバイトを最低賃金で雇用している事業者が多いため、利用料金の設定が難しい。
- ④派遣受入を行ったことのない事業者が多いため、受入に関する知識がない。

〈対応〉

- ①出資金1口の額を抑え、組合員の事業規模に見合った出資をお願いするなどして、対応している。
- ②急な受入でも対応してくれる柔軟な派遣先を確保しておく。
- ③パート・アルバイトの費用に、労災、事務手続き費用を上乗せした金額で設定。
- ④受入れにかかる書類の雛形を提示したり、面談を行ったりしながら、理解が進むようサポート。

雇

用

〈課題〉

- ①マルチワーカーの希望に合う仕事ばかりある訳ではないので、マッチングに苦労する。

〈対応〉

- ①マルチワーカーとの面接時に、『地域貢献』のマインドを持った人を採用し、納得してもらった上で、マッチングしている。

今後の展望

■白川町で働くことに関する拠点になる

- ・事業者にも働く人にも相談してもらえる窓口になる
- ・新しい働き方を提案する

- ・働きやすい環境を整備する
- ・主体性を持って町に住む人を増やす

組合の位置付け

- ・繁忙期における人手不足の解消と地域の活性
- ・若者を地元企業に呼び込む橋渡し役

組合員の事業分野

製材業、農業、宿泊業、飲食業

派遣職員計画

(単位:人)

	R4	R5	R6
派遣職員数	3	4	8

派遣職員就労状況

※令和5年9月1日現在

職員Aは、農業①が週4日、宿泊業が週1日の勤務。 職員Bは、農業②が週3日、農業③が週2日の勤務。
職員Cは、事務局が週4日、飲食業が週1日の勤務。 職員Dは、農業④が週2日、製材業が週3日の勤務。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A 日別でシフト制			農業①(トマト栽培及び食品加工)									
			事務、商品管理、出荷、食品加工			宿泊業						
						施設清掃・飲食接客						
職員B 日別でシフト制			農業②(有機栽培及び農業体験)									
			栽培・出荷・接客等			農業③(有機栽培及びたい肥生産)						
						栽培・出荷等						
職員C 日別でシフト制			組合事務局									
			事務			飲食業						
						接客(ホールスタッフ)						
職員D 日別でシフト制							農業④(有機栽培及び醸造)					
							栽培・出荷等					
								製材業				
								製材、木材加工等				

5. 特定地域づくり事業協同組合認定一覧

(令和7年8月1日時点)

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
1	北海道	名寄市 (なよろし)	なよろ地域づくり事業協同組合	R4.3.14	農業、道路旅客運送業、協同組合
2	北海道	石狩市 (いしかりし)	浜益特定地域づくり事業協同組合	R4.4.25	農業、漁業、水産養殖業、宿泊業、飲食店、その他の運輸に 附帯するサービス業
3	北海道	知内町 (しりうちちょう)	しりうち地域づくり協同組合	R6.4.26	農業、協同組合
4	北海道	ニセコ町	ニセコ移住ワーク協同組合	R7.7.10	飲料・たばこ・飼料製造業、飲食物品小売業、宿泊業、飲食 店
5	北海道	下川町 (しもかわちょう)	下川事業協同組合	R3.2.22	その他のサービス業、木材・木製品製造業、農業、その他卸 売業、食料品製造業
6	北海道	初山別村 (しょさんべつむら)	初山別事業協同組合	R4.3.14	農業、水産養殖業、総合工事業、設備工事業、自動車整備 業、木材・木製品製造業、廃棄物処理業、宿泊業、社会保 険・社会福祉・介護事業
7	北海道	中頓別町 (なかとんべつちょう)	中頓別町特定地域づくり事業協同組合	R4.2.22	林業、総合工事業、印刷・同関連業、飲食店、社会保険・社 会福祉・介護事業、娯楽業
8	北海道	新得町 (しんとくちょう)	わーくる十勝しんとく協同組合	R7.9.3	協同組合(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食物品小売 業、その他の食料品製造業、その他の小売業
9	青森県	鱒ヶ沢町 (あじがさわまち)	協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢	R6.5.20	農業、電気業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、 宿泊業、不動産賃貸業・管理業、社会保険・社会福祉・介護 事業、運輸に付属するサービス業
10	青森県	南部町 (なんぶちょう)	人材サポートなんぶ協同組合	R3.5.21	農業
11	岩手県	葛巻町 (くずまきまち)	葛巻町特定地域づくり事業協同組合	R4.2.18	農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、 宿泊業
12	岩手県	大槌町 (おおつちちょう)	おおつち百年之業協同組合	R5.10.24	農業、林業、水産養殖業、食料品製造業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
13	岩手県	岩泉町 (いわいずみちょう)	協同組合マルチワークいわいずみ	R5.12.20	農業、食料品製造業、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業
14	宮城県	気仙沼市 (けせんぬまし)	気仙沼ジョイントワークス協同組合	R5.2.17	飲料・たばこ・飼料製造業、食料品製造業、飲食料品卸売業、自動車整備業、その他のサービス業
15	秋田県	東成瀬村 (ひがしなるせむら)	東成瀬村地域づくり事業協同組合	R2.12.17	農業、宿泊業、娯楽業
16	山形県	川西町 (かわにしまち)	かわにしマルチワーク協同組合	R7.4.4	農業、プラスチック製品製造業、映像・音声・文字情報制作作業、飲食料品小売業、飲食店、廃棄物処理業、自動車整備業
17	山形県	白鷹町 (しらたかまち)	しらたかマルチワーク事業協同組合	R6.5.14	農業、林業、道路旅客運輸業、食料品製造業、不動産賃貸業・管理業、宿泊業、機械器具小売業、社会保険・社会福祉・介護事業、はん用機械器具製造業
18	山形県	小国町 (おぐにまち)	おぐにマルチワーク事業協同組合	R3.11.11	農業、窯業・土石製品製造業、ガス業、熱供給業、宿泊業、飲食店、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業
19	福島県	喜多方市 (きたかたし)	協同組合ジョイフルワーク喜多方	R4.7.29	農業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、その他の小売業、宿泊業、廃棄物処理業、情報サービス業
20	福島県	只見町 (ただみまち)	只見働き隊事業協同組合	R4.4.28	農業、食料品製造業、宿泊業
21	福島県	西会津町 (にしあいづまち)	協同組合マルチワークスにしあいづ	R5.12.20	農業、総合工事業、食料品製造業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業、その他のサービス業
22	福島県	磐梯町 (ばんだいまち)	ばんだいまライワークス協同組合	R7.9.26	農業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品小売業、飲食店、宿泊業
23	福島県	柳津町 (やないづまち) 三島町 (みしままち) 昭和村 (しょうわむら)	奥会津地域づくり協同組合	R4.8.31	農業、林業、総合工事業、繊維工業、道路旅客運送業、飲食料品小売業、廃棄物処理業、技術サービス業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、社会保険・社会福祉・介護事業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
24	福島県	金山町 (かねやままち)	奥会津かねやま福業協同組合	R3.5.25	その他の小売業、総合工事業、水運業、宿泊業、飲食店、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、社会保険・社会福祉・介護事業、飲料・たばこ・飼料製造業、食料品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
25	福島県	会津美里町 (あいずみさとまち)	会津美里町地域づくり事業協同組合	R5.6.9	農業、林業、窯業・土石製品製造業、飲食料品卸売業、その他の小売業、技術サービス業、宿泊業
26	福島県	鮫川村 (さめがわむら)	さめがわ未来デザイン協同組合	R6.11.27	農業、造園業、飲料品卸売業
27	福島県	檜葉町 (ならはまち)	檜葉町特定地域づくり事業協同組合	R5.4.28	農業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、専門サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業
28	茨城県	かすみがうら市 (かすみがうらし)	かすみガウガウら協同組合	R7.3.21	農業
29	栃木県	茂木町 (もてぎまち)	もてぎマルチワーク事業協同組合	R5.2.24	農業、林業、飲食料品小売業、飲食店、漁業、協同組合
30	群馬県	上野村 (うえのむら)	上野村特定地域づくり事業協同組合	R6.3.19	農業、食料品製造業、各種商品小売業、その他の生活関連サービス業
31	群馬県	みなかみ町 (みなかみまち)	みなかみ町特定地域づくり事業協同組合	R4.9.27	飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、娯楽業、社会保険・社会福祉・介護事業
32	埼玉県	小鹿野町 (おがのまち)	小鹿野町特定地域づくり事業協同組合	R4.7.1	飲料・たばこ・飼料製造業、食料品製造業、飲食料品小売業 宿泊業
33	新潟県	十日町市 (とおかまちし)	十日町市複業協同組合TOMOWORK	R5.5.16	農業、林業、不動産賃貸業・管理業、広告業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業
34	新潟県	妙高市 (みょうこうし)	妙高はねうま複業協同組合	R5.5.16	農業、林業、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業、宿泊業、飲食店、総合工事業、政治・経済・文化団体、学校教育
35	新潟県	上越市 (じょうえつし)	星の清里協同組合	R4.5.16	農業、その他の生活関連サービス業、総合工事業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
36	新潟県	佐渡市 (さどし)	佐渡市複業協同組合トキコネクト	R6.7.17	宿泊業、飲食業、食料品製造業、金属製品製造業
37	新潟県	阿賀町 (あがまち)	阿賀マッチワーク協同組合	R4.11.18	飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品小売業、農業、各種商品小売業、総合工事業、宿泊業
38	富山県	南砺市 (なんとし)	南砺ひととみらい協同組合	R5.1.16	農業、林業、食料品製造業、窯業・土石製品製造業、娯楽業
39	石川県	七尾市 (ななおし)	のとじま特定地域づくり事業協同組合	R4.9.1	不動産取引業、道路旅客運送業、総合工事業、その他の小売業、その他の教育・学習支援業、その他の卸売業、飲食店
40	石川県	珠洲市 (すずし)	珠洲市特定地域づくり事業協同組合	R4.3.1	農業、林業、飲食料品小売業、飲料・たばこ・飼料製造業、宿泊業、飲食店、食料品製造業
41	石川県	穴水町 (あなみずまち)	穴水町特定地域づくり事業協同組合	R4.10.4	農業、飲食店、総合工事業、職別工事業、専門サービス業
42	山梨県	早川町 (はやかわちょう)	早川地域づくり事業協同組合	R4.2.22	農業、林業、宿泊業
43	山梨県	丹波山村 (たばやまむら)	たばやま複業協同組合	R6.7.16	農業、林業、食料品製造業、宿泊業、飲食業
44	長野県	生坂村 (いくさかむら)	生坂村特定地域づくり事業協同組合	R3.8.3	農業、総合工事業、食料品製造業、社会保険・社会福祉・介護事業
45	長野県	小谷村 (おたりむら)	おたり地域づくり協同組合	R3.11.24	林業、総合工事業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、娯楽業
46	長野県	信濃町 (しなのまち)	信州しなのまち複業協同組合	R7.7.30	農業、総合工事業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、水運業、各種商品小売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店又は洗濯・理容・美容・浴場業
47	長野県	飯綱町 (いいづなまち)	協同組合いいコネワークス	R7.6.30	農業、総合工事業、食料品製造業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業、職業紹介・労働者派遣業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
48	岐阜県	白川町 (しらかわちょう)	白川ワークドット協同組合	R4.3.18	農業、食料品製造業、木材・木製品製造業、宿泊業、飲食店 社会保険・社会福祉・介護事業
49	静岡県	島田市 (しまだし)	茶のまち川根事業協同組合	R6.1.31	農業、林業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品小売業、 電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製 造業、機械等修理業、娯楽業
50	静岡県	川根本町 (かわねほんちょう)	かねほんちよう水と森の里協同組合	R7.5.14	農業、林業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品小売業、 洗濯・理容・美容・浴場業
51	愛知県	設楽町 (したらちょう)	したらワークス協同組合	R5.1.20	飲料・たばこ・飼料製造業、農業、宿泊業、飲食店、飲食料 品小売業、木材・木製品製造業
52	三重県	松阪市 (まつさかし)	松阪市香肌地域づくり協同組合	R6.6.19	農業、林業、木材・木製品製造業、飲食業、その他小売業、 宿泊業
53	三重県	大紀町 (たいきちょう)	大紀まちづくり協同組合	R5.5.23	漁業、水産養殖業、林業、食料品製造業、木材・木製品製造 業、電気業
54	京都府	綾部市 (あやべし)	あやべ水源の里地域づくり協同組合	R4.3.11	農業、映像・音声・文字情報制作業、宿泊業、放送業、社会 保険・社会福祉・介護事業
55	京都府	京丹後市 (きょうたんごし)	京丹後地域づくり協同組合	R4.11.10	農業、水産養殖業、飲料・たばこ・飼料製造業、その他の事 業サービス業
56	兵庫県	丹波篠山市 (たんばささやまし)	創造的職人宿場町福住事業協同組合	R6.12.17	農業、林業、食料品製造業、宿泊業、飲食業
57	兵庫県	淡路市 (あわじし)	淡路市地域づくり事業協同組合	R4.4.26	農業、食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食店
58	兵庫県	香美町 (かみちょう)	香美町地域づくり事業協同組合	R4.4.21	農業、林業、宿泊業、娯楽業、その他の小売業、その他の サービス業
59	奈良県	明日香村 (あすかむら)	明日香村特定地域づくり事業協同組合	R3.11.26	農業、運輸に付帯するサービス業、宿泊業、その他の小売 業、政治・経済・文化団体
60	奈良県	川上村 (かわかみむら)	事業協同組合かわかみワーク	R3.2.26	飲食料品小売業、汎用機械器具製造業、食料品製造業、宿 泊業、その他の小売業、飲食店

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
61	和歌山県	かつらぎ町	かつらぎ町未来づくり協同組合	R7.5.16	農業、食料品製造業、生活関連サービス業
62	鳥取県	若桜町 (わかさちょう)	若桜町特定地域づくり事業協同組合	R3.10.21	農業、宿泊業、道路旅客運送業
63	鳥取県	智頭町 (ちづちょう)	智頭町複業協同組合	R3.6.30	林業、飲食店、運輸に附帯するサービス業、食料品製造業、木材・木製品製造業、社会保険・社会福祉・介護事業、その他の小売業
64	鳥取県	日野町 (ひのちょう)	日野町未来づくり事業協同組合	R3.4.1	農業、林業、総合工事業、各種商品小売業
65	島根県	松江市 (まつえし)	まつえ特定地域づくり事業協同組合	R6.3.18	食料品製造業、農業、漁業、水産養殖業、宿泊業
66	島根県	浜田市 (はまだし)	協同組合 Biz.Coop.はまだ	R3.1.12	社会保険・社会福祉・介護事業
67	島根県	浜田市 (はまだし)	弥栄町複業協同組合	R7.5.23	農業、食料品製造業、家具・装備品製造業
68	島根県	益田市 (ますだし)	益田特定地域づくり事業協同組合	R6.6.21	農業、林業、人材育成業、その他の生活関連サービス業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、学校教育業、洗濯・理容・美容・浴場業、人材育成業、その他の教育・学習支援業
69	島根県	大田市 (おおだし)	石見銀山大田ひと・まちづくり事業協同組合	R5.3.6	その他の生活関連サービス業、その他の教育・学習支援業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業、専門サービス業、飲食料品小売業、その他の製造業、宿泊業、持ち帰り・配達飲食サービス業
70	島根県	安来市 (やすぎし)	安来市特定地域づくり事業協同組合	R3.2.22	農業、機械器具小売業、宿泊業
71	島根県	雲南市 (うんなんし)	協同組合ワークアラウンドうんなん	R5.3.10	食料品製造業、飲食店、その他の卸売業、その他のサービス業、宿泊業
72	島根県	奥出雲町 (おくいずもちょう)	奥出雲町特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	農業、運輸に附帯するサービス業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、宿泊業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
73	島根県	飯南町 (いひなんちょう)	飯南町地域づくり協同組合	R3.10.1	農業、窯業・土石製造業、その他の小売業、その他のサービス業
74	島根県	邑南町 (おおなんちょう)	おおなん地域づくり事業協同組合	R4.3.25	農業、林業、飲料・たばこ・飼料製造業、家具・装備品製造業、その他の生活関連サービス業
75	島根県	津和野町 (つわのちょう)	津和野町特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	農業、飲料・たばこ・飼料製造業、食料品製造業
76	島根県	海士町 (あまちょう)	海士町複業協同組合	R2.12.4	食料品製造業、宿泊業、漁業、農業、協同組合、広告業
77	島根県	西ノ島町 (にしのみまちょう)	西ノ島町特定地域づくり事業協同組合	R4.3.30	運輸に附帯するサービス業、飲食料品小売業、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業
78	島根県	知夫村 (ちぶむら)	協同組合YADDO知夫里島	R3.12.17	食料品製造業、道路旅客運送業、運輸に附帯するサービス業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業
79	島根県	隠岐の島町 (おきのしまちょう)	隠岐の島町地域人材づくり協同組合	R4.6.22	農業、林業、飲料・たばこ・飼料製造業、宿泊業、その他の生活関連サービス業
80	岡山県	新庄村 (しんじょうそん)	新庄村地域人事業協同組合	R4.3.23	農業、食料品製造業
81	岡山県	西粟倉村 (にしあわくらそん)	西粟倉村事業協同組合	R7.5.26	農業、林業、プラスチック製品製造業、宿泊業、木材・木製品製造業(家具を除く)
82	広島県	東広島市 (ひがしひろしまし)	東広島市特定地域づくり事業協同組合	R5.3.31	農業、鉄鋼業、持ち帰り・配達飲食サービス業、食料品製造業
83	広島県	安芸太田町 (あきおおたちょう)	あきおおた未来創造協同組合	R5.4.27	娯楽業、農業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス、社会保険・社会福祉・介護事業
84	広島県	神石高原町 (じんせきこうげんちょう)	神石高原事業協同組合	R6.2.16	農業、その他の製造業、宿泊業、機械器具小売業、飲食料品小売業
85	山口県	下関市 (しものせきし)	協同組合TSUNOSHIMADO	R7.4.17	飲食料品小売業、宿泊業、娯楽業、食料品製造業、輸送用機械器具製造業、学校教育、学習支援業、不動産賃貸業・管理業、専門サービス業、各種商品小売業、自動車整備業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
86	山口県	山口市 (やまぐちし)	LAとくち協同組合	R7.4.17	農業、食料品製造業、社会保険・社会福祉・介護事業
87	山口県	萩市 (はぎし)	はぎ地域づくり協同組合	R4.4.15	農業、食料品製造業、協同組合
88	徳島県	美馬市 (みまし)	木屋平スプラウト協同組合	R4.3.11	農業、水産養殖業、飲食店、木材・木製品製造業、食料品製造業、総合工事業
89	徳島県	三好市 (みよしし)	三好市複業協同組合	R3.6.29	林業、食料品製造業、印刷・同関連事業、飲食料品卸売業、その他の事業サービス業技術サービス業、宿泊業
90	徳島県	勝浦町 (かつうらちょう)	阿波かつうらワークス協同組合	R5.11.13	農業、林業、協同組合、その他のサービス業
91	徳島県	上勝町 (かみかつちょう)	かみかつ事業協同組合	R4.9.16	農業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業、廃棄物処理業、協同組合
92	香川県	土庄町 (とのしょうちょう) 小豆島町 (しょうどしまちょう)	島ワーク派遣事業協同組合	R7.9.18	道路旅客運送業、運輸に附帯するサービス業、娯楽業、政治・経済・文化団体、宿泊業
93	愛媛県	松野町 (まつのちょう)	森の国まつの事業協同組合	R4.3.3	その他生活関連サービス業、飲食料品小売業、農業、食料品製造業
94	高知県	東洋町 (とうようちょう)	東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合	R3.12.1	農業、食料品製造業、その他の製造業、飲食料品卸売業、運輸に附帯するサービス業、宿泊業、飲食店、その他のサービス業
95	高知県	四万十市 (しまんとし)	しまんと川来たや協同組合	R7.8.27	農業、各種商品小売業、飲食料品小売業、娯楽業、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業、協同組合
96	高知県	安田町 (やすだちょう)	うえるかむ安田協同組合	R7.5.19	農業、漁業、老人福祉・介護事業、飲食料品卸売業、その他小売業、その他
97	高知県	馬路村 (うまじむら)	馬路村地域づくり事業協同組合	R4.3.1	宿泊業、木材・木製品製造業、社会保険・社会福祉・介護事業、農業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
98	佐賀県	唐津市 (からつし)	人材バンク唐津協同組合	R3.8.27	飲食店、不動産賃貸業・管理業、食料品製造業、道路旅客 運送業、農業、宿泊業
99	佐賀県	武雄市 (たけおし)	武雄マルチワーク協同組合	R4.8.19	農業、飲食店
100	佐賀県	小城市 (おぎし)	協同組合佐賀の善食くりや	R3.12.23	食料品製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、農業、 飲料・たばこ・飼料製造業
101	佐賀県	上峰町 (かみみねちょう)	上峰町堤8事業協同組合	R3.12.23	農業、その他小売業、飲食店
102	長崎県	平戸市 (ひらどし)	平戸市特定地域づくり事業協同組合	R5.4.27	飲食店、宿泊業、その他の教育、学習支援業、その他のサー ビス業
103	長崎県	対馬市 (つしまし)	対馬づくり事業協同組合	R4.3.22	農業、水産養殖業、食料品製造業、道路貨物運送業、飲食 店、その他のサービス業
104	長崎県	壱岐市 (いきし)	壱岐市農業支援事業協同組合	R3.10.21	農業
105	長崎県	五島市 (ごとうし)	五島市地域づくり事業協同組合	R3.3.12	農業、食料品製造業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、 電気業、情報サービス業、その他の小売業、社会保険・ 社会福祉・介護事業、その他の事業サービス業
106	長崎県	新上五島町 (しんかみごとうち ょう)	新上五島町 地域づくり事業協同組合	R7.3.14	飲食料品小売業、窯業・土石製品製造業、社会保険・社会 福祉・介護事業、宿泊業、インターネット附随サービス業、そ の他の生活関連サービス業、飲食料品卸売業、食料品製造 業
107	長崎県	雲仙市 (うんぜんし)	雲仙市地域づくり事業協同組合	R4.3.22	総合工事業、宿泊業、農業、水産養殖業、廃棄物処理業、 娯楽業
108	熊本県	山鹿市 (やまがし)	やまがBASE事業協同組合	R5.3.16	農業、飲料・たばこ・飼料製造業、情報サービス業、広告業、 不動産賃貸業・管理業、運輸に附随するサービス業
109	熊本県	宇城市 (うきし)	TOBASE Island Works協同組合	R7.3.19	農業、水産養殖業、有害鳥獣被害対策支援事業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
110	熊本県	天草市 (あまくさし)	天草市特定地域づくり事業協同組合	R5.3.16	農業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業、不動産取引業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業、廃棄物処理業、政治・経済・文化団体
111	熊本県	五木村 (いつきむら)	五木村複業協同組合	R3.9.30	農業、食料品製造業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、社会保険・社会福祉・介護事業
112	熊本県	あさぎり町 (あさぎりちょう)	あさぎり地域づくり協同組合	R5.3.16	農業
113	大分県	佐伯市 (さいきし)	佐伯特定地域づくり事業協同組合	R7.1.31	総合工事業、職別工事業(設備工事業を除く)、窯業・土石製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、運送業、各種商品小売業、専門サービス業(他に分類されないもの)、その他の教育、学習支援業、病院、清掃業
114	宮崎県	日南市 (にちなんし)	ACにちなん事業協同組合	R5.1.30	農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、インターネット附随サービス業、宿泊業、飲食店、
115	宮崎県	都農町 (つのちょう)	都農町ひょうすんぼ協同組合	R6.3.19	農業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、その他の卸売業
116	宮崎県	諸塚村 (もろつかそん)	協同組合もろつかわーく	R5.1.30	政治・経済・文化団体、宿泊業、飲食店、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、総合工事業、飲食料品小売業、食料品製造業、農業、林業、その他の事業サービス業、協同組合
117	宮崎県	椎葉村 (しいばそん)	椎葉村復業協同組合	R5.10.30	鉱業・採石業・砂利採取業、宿泊業、飲食店、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
118	宮崎県	五ヶ瀬町 (ごかせちょう)	ごかせ未来キャリア協同組合	R7.6.27	農業、林業、総合工事業、各種商品小売業、宿泊業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業
119	鹿児島県	阿久根市 (あくねし)	阿久根地域づくり事業協同組合	R6.12.13	食料品製造業、飲食料品小売業、農業
120	鹿児島県	枕崎市 (まくらざきし)	まくらざき地域づくり事業協同組合	R7.8.12	飲料・たばこ・飼料製造業、宿泊業、食料品製造業、農業、社会保険・社会福祉・介護事業、その他のサービス業
121	鹿児島県	西之表市 (にしのおもてし)	種子島にしのおもて地域づくり協同組合	R4.12.19	社会保険・社会福祉・介護事業、宿泊業、飲食店、農業

	都道府県名	市町村名	事業協同組合名	認定年月日	主な派遣先(業種)
122	鹿児島県	奄美市 (あまみし)	奄美市しまワーク協同組合	R5.6.13	農業、宿泊業、飲食店、インターネット附随サービス業、その他の生活関連サービス業、その他の事業サービス業、専門サービス業
123	鹿児島県	錦江町 (きんこうちょう)	錦江町MIRAIサポート協同組合	R5.5.16	農業、水産養殖業、総合工事業、各種商品小売業
124	鹿児島県	中種子町 (なかつたねちょう)	種子島なかたね仕事サポート協同組合	R7.9.12	その他の小売業、飲食店、自動車整備業、運輸に附帯するサービス業、各種商品小売業、農業
125	鹿児島県	南種子町 (みなみたねちょう)	みなみたね地域創生協同組合	R4.12.19	宿泊業、農業、林業、その他の事業サービス業
126	鹿児島県	宇検村 (うけんそん)	結いワーク宇検村協同組合	R6.8.15	飲料・たばこ・飼料製造業、農業、放送業、社会保険・社会福祉・介護事業、宿泊業
127	鹿児島県	喜界町 (きかいちょう)	喜界島よろこBiz協同組合	R7.5.15	各種商品小売業、社会保険・社会福祉・介護事業、食料品製造業、農業、飲食店、娯楽業、物品賃貸業
128	鹿児島県	伊仙町 (いせんちょう)	とくのしま伊仙まちづくり協同組合	R4.10.18	農業、社会保険・社会福祉・介護事業
129	鹿児島県	和泊町 (わどまりちょう) 知名町 (ちなちょう)	えらぶ島づくり事業協同組合	R3.5.25	農業、食料品製造業、各種商品小売業、機械器具小売業、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
130	鹿児島県	与論町 (よろんちょう)	ヨロンまちづくり協同組合	R4.5.20	社会保険・社会福祉・介護事業、各種商品小売業、宿泊業、農業、学校教育、その他のサービス業
131	沖縄県	宮古島市 (みやこじまし)	みやこ地域づくり協同組合	R5.3.14	農業、水産養殖業、食料品製造業、飲食店、その他の事業サービス業
132	沖縄県	伊平屋村 (いへやそん)	伊平屋てるしのワーク協同組合	R7.9.19	情報サービス業、宿泊業、その他の小売業、物品賃貸業、娯楽業、飲食料品小売業、漁業、設備工事業、飲食業

計132組合(135市町村)